

神戸市北区三師会と神戸市北区による災害時の医療救護活動に関する覚書

神戸市北区三師会（神戸市北区医師会（以下「甲」という。）、神戸市北区歯科医師会（以下「乙」という。）、神戸市北区薬剤師会（以下「丙」という。））と神戸市北区（神戸市北区役所（以下「丁」という。）及び神戸市北神区役所（以下「戊」という。））は災害時の医療救護活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模災害等が発生し、神戸市北区が被災した場合において、初動対応をはじめ災害復旧にかかる神戸市北区三師会及び神戸市北区の円滑な連携体制を構築することを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害救助法または神戸市地域防災計画に基づき神戸市北区内において医療救護活動を行う必要が生じた場合において、神戸市北区長または北神担当区長（以下「区長」という。）は神戸市北区三師会に協力を要請することができる。

この場合、神戸市北区は、協力要請の範囲が神戸市北区全域に及ぶものか、あるいは北区役所の所管区域、北神区役所の所管区域に限定されたものか、そのいずれかを明示するものとする。

2 神戸市北区三師会は区長からの要請に基づき医療救護活動を行うにあたり、神戸市北区に必要な協力を求めることができる。

（神戸市北区三師会医療救護本部の設置）

第3条 前条第1項に定める要請に基づき医療救護活動を行うにあたり、神戸市北区災害対策本部および北神災害対策本部との連携の必要性等を勘案の上、適切な場所に神戸市三師会医療救護本部を設ける。

（医療救護班員の派遣および業務）

第4条 神戸市北区三師会は、第2条1項に定める区長からの要請をうけたときは、医療救護活動を行うための要員（救護班員）を派遣する。

2 神戸市北区三師会が派遣する要員（救護班員）は神戸市北区が避難所等に設置する救護所及び歯科救護所等（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を行う。

3 救護所等において医療救護活動を行うにあたり、神戸市北区はその業務が適切に行えるよう必要とされる情報を随時、神戸市北区三師会に提供する。神戸市北区三師会からは状況の報告及び情報提供を神戸市北区に行う。

（指揮命令等）

第5条 救護活動における神戸市北区三師会間の連絡調整は甲が行うものとする。この場合において、甲は乙及び丙が派遣する要員の意見を尊重するものとする。

（災害救助法及び神戸市地域防災計画との関係）

第6条 神戸市北区三師会及び神戸市北区は本覚書に基づき医療救護活動を実施するにあたっては、災害救助法及び神戸市地域防災計画との整合を図るものとする。

(細目)

第7条 この覚書を実施するために必要な事項は、神戸市北区三師会及び神戸市北区が協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じた場合は、神戸市北区三師会及び神戸市北区が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間が満了する1か月前までに甲、乙、丙及び神戸市北区から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するために、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が各々記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年12月23日

甲 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内4番地の1 箕谷会館2階

神戸市北区医師会

会長 入江 正一郎

乙 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内4番地の1 箕谷会館2階

神戸市北区歯科医師会

会長 小亀 辰夫

丙 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内4番地の1 箕谷会館2階

神戸市北区薬剤師会

会長 吉田 道生

丁 神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号

神戸市北区役所

区長 三木 由美子

戊 神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号

神戸市北神区役所

北神担当区長 山本 智康